

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】包峯春

【所属】(助成決定時) 神戸大学大学院国際文化学研究所・博士後期課程

【研究題目】乾安県における蒙地売却の詳しい手続き及び「蒙租」徴収方法

【研究の目的】(400字程度)

周知の通り、19世紀の清朝はモンゴル地域に対して、漢人の移住や土地の開墾を禁止する「封禁政策」を取っていたが、清末になると「移民実辺」と呼ばれる政策によって漢人農民を大量に内モンゴルへ入れ、それによってロシアや日本などの侵略を防ごうとした。清朝政府はこれらの漢人移民を管理するために、東部内モンゴル諸旗の内部に中国本土の伝統的な行政機構である県を新たに設置したため、結果的に盟旗制度と州県制度との二重行政が形成された。中華民国期になるとこのような蒙地開墾政策が一層強化され、東部内モンゴルでは主に張作霖によって1924年5月から計画された開墾が奉天、吉林、黒龍江の東三省合同で実施された。

本研究ではこの内の吉林省政府によって当時ゴルロス前旗の蒙地であった現在の吉林省乾安県地方が開墾されていく過程、特に土地売却の詳しい手続き及び税金の取り方を解明することを目的とした。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究で扱った乾安県は民国15(1926)年に、当時吉林省の省長であった張作相が当時のジリム盟盟長兼ゴルロス前旗の旗長であったチメドサムピルと協議した上で、ゴルロス前旗の西部を調査、測量して、漢人農民に払い下げた後、中国本土式の行政機構(県)を設置し、官吏を置いて管轄したと言われている。

当時は「吉林勸放蒙荒総局」という開放事務を担当する役所が設置されたが、本研究ではそこから出された布告、公函(公式の通知)、各種章程(規則)などの一次現地史料(主に漢文)を集めるために、吉林省檔案館、吉林省乾安県檔案館、吉林省松原市前郭爾羅斯自治県檔案館、そして内モンゴル自治区内の幾つかの公文書館などへ赴いて史料調査を行った。そのほか、満州国期に発行された日本側の実地調査史料(日本語)など既刊の史料をも精読し、上述した2種類の史料を照らし合わせて分析するという研究方法を用いた結果、以下のようなことが解明できた。

①土地売却の詳しい手続きについて

乾安県における土地の売却手順は以下の5つの段階からなっていたことがわかった。まず第1段階として、土地購入希望者(漢人農民)は購入したい土地を確認し、吉林勸放蒙荒総局に所属する「放荒収価処会計係」へ行って購入申請を出す。第2段階は、土地購入の許可を得た後、「永衡官銀錢号」(吉林省の官営金融機関)へ行って、地価(土地代金)などの各費用を支払う。第3段階は、「放荒収価処会計係」に戻って土地台帳に登録すると同時に「領戸執票」を発行してもらう。第4段階は、「放荒収価処票照係」で「荒地丈単」(土地証明書の一種)を受け取る。第5段階は、「執照」(土地証明書の一種)を受け取る。以上5つのステップである。

②払い下げた結果について

満州国時代の調査やその後の『文史資料』から検討すると、大部分の土地を受け取ったのは一般漢人ではなく、東三省の官員や吉林省の官員、軍人、商人などの政治的権力や経済力を持つ一部の人々であった可能性が高いことがわかった。吉林省長の張作相は、ゴルロス前旗における蒙地を開放して移民を招き入れ、彼らに土地を払い下げることによって地価収入を得るとともに、中国本土の伝統的な行政機構である県(乾安県)を設置して吉林省の管轄下に編入したのであるが、彼の目的は、こういう手法を用いることによって、東部内モンゴルにおける自らの権力範囲を拡大し、新たな徴税対象地域を得ようとしていた可能性が高いと

考えられる。

③払い下げた土地からの税金の徴収方法について

土地購入者は、購入した面積の7割分に対して、ゴルロス前旗に蒙租である1晌あたり国幣3角7分8里6を、乾安県公署に1晌あたり国幣2角4分6里を払っていたことが確認できた。

【結論・考察】(400字程度)

本研究ではゴルロス前旗の蒙地であった乾安県が、ゴルロス前旗の旗長であったチメドサムピルが反対していたにもかかわらず、1925年に吉林省側によって半強制的に開放された全過程、つまり開墾交渉、開墾地の区画計画、土地の測量・売却そして1928年の乾安県の設置までの経緯を詳しく検討した。

これによって、盟旗制度という清朝の一元的モンゴル統治制度から、大量の漢人農民の流入によって盟旗制度と州県制度との二重行政制度並存へと移り変わっていった歴史について実例を挙げて説明することができた。

また、蒙地開墾によって、清末から満州事変までの時期に東部内モンゴルの各旗の内部に数多くの県が設置されたことに伴って、遊牧地の狭小化が生み出され、移動遊牧に足る牧草地がなくなったため、モンゴル人も定住して農業に従事せざるをえなくなった。この意味でいうと本研究で取り上げた乾安県の開放過程から、東部内モンゴルの遊牧民社会から農耕社会へ転換という生業形態の変化の過程をも、ある程度読み取ることができるのである

そのほか、乾安県の開放を当時の時代背景の中において見ると、張作霖や張作相などの東北軍閥たちが政権を握っていた時期に、彼らが、自分たち漢人とは異なるモンゴル民族の暮らす地域を、いかに統治・開発していったかという中国近現代史の一つの課題を補うことができたとも言える。